

## 四アルキル鉛健康診断(四アルキル鉛中毒予防規則第22条)

四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当核業務への配置換えの際及びその後3月以内ごとに1回、定期に次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

### 健康診断項目

- 1 いろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状または精神症状の有無の検査
- 2 血圧の測定
- 3 血色素量又は全血比重の検査
- 4 好塩基点赤血球数または尿中のコプロポルフィリンの検査